



那須

5 月号
No.729
2020年(令和2年)



表紙シリーズ

はぐくむ
喜び

～農業の魅力～

牛のために 良い環境づくりを

目次

特集～新型コロナウイルス対策2～	2
タウントピックス	4
子育て・ほけんだより	15
生涯学習だより	18
図書館だより	19
タウンinformation	20
カメラスケッチ	23
みんなの広場	24
「殺生石」物語考	28

新型コロナウイルス感染拡大 全国に「緊急事態宣言」が発令！



国内外で連日多くの新型コロナウイルス感染者が確認される中、4月7日、国は東京都や大阪府などの7都府県を対象区域とした新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、4月16日には対象地域を全都道府県に拡大しました。

栃木県緊急事態措置

県は、国の緊急事態宣言を受け、4月17日、特措法に基づき、栃木県緊急事態措置（4月18日～5月6日）を発表しました。（4月20日現在）

▼栃木県緊急事態措置の概要

○外出自粛の要請 医療機関への通院、食料品等の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛を要請。特にゴールデンウィークに向け帰省や旅行など都道府県をまたいだ人の移動自粛を強く要請。

○施設の使用制限の要請 学校、遊興施設等に対して休止を要請。県の要請・協力依頼に応じて休業に協力した事業者には協賛金を支給。

○イベントの開催自粛の要請 規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

町では、県の取り組みに準じた対応を行い、感染拡大防止対策について一層の強化を図ります。

皆さまへのお願い

○自分を守るため、家族を守るため、そして社会を守るために今まで以上に不要不急の外出を控えてください。

○町では、来庁者の健康と安全のため、職員の手洗い、マスクの着用を励行しています。来庁する方は、かぜや発熱などの症状がある場合には来庁を控えてください。また、できるだけ混雑を避け、手洗いや咳エチケットの徹底などにご協力ください。

○今後、感染拡大を防ぐには、今が大きな岐路です。これまでの意識ではなく、一人ひとりが最高レベルの危機意識を持って取り組んでください。

公共施設の休館等

役場本庁と支所以外の公共施設は、感染状況が落ち着くまで当面の間、休館、休場、利用中止とします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

各種支援

【個人向け】

○一時的な資金の緊急貸付(世帯)
県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等により収入の減収があ

り、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金等の特例貸付を行っています。

受付は町社会福祉協議会が行っていますので、電話連絡の上、ご来所ください。

▼問合せ 町社会福祉協議会
☎ 5133

○町営住宅及び定住促進住宅の家賃減免

▼対象 新型コロナウイルス感染症の影響により合計所得が10%以上減少した世帯

▼減免率 収入月額に対する家賃の割合に応じて20～50%を減免 ※申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ ふるさと定住課
☎ 6955

【事業者向け】

○雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業や教育訓練などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金等の一部が助成されます。

▼問合せ ハローワーク黒磯
☎ 0287・62・0144

○那須町中小企業融資制度
(緊急景気対策特別資金)

▼融資限度額 1千万(運転資金)
▼融資期間・利率 5年以内1%

▼利子補給補助金 融資金額の1%、次年度残額の1%相当分を補助

▼信用保証料補助 借入時の信用保証料相当分を補助

▼問合せ 観光商工課商工係
☎ 6918

○セーフティネット保証制度・危機関連保証制度

セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度とは、経営の安定に支障をきたしている中小企業者への資金供給を円滑化するための保証制度です。それぞれ一般保証とは別枠で信用保証協会の保証を利用することができます。これらの認定を受けるためには町への申請が必要です。

▼問合せ 観光商工課商工係
☎ 6918



栃木県新型コロナウイルスコールセンター

感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談にお答えします。

☎0570-052-092

■対応時間 24時間（土日祝日を含む）

※相談受付後、必要に応じて「帰国者・接触者相談センター」をご案内します。



町ホームページと那須町安全安心メールで関連情報を随時配信しています！

【共通】

○町税・保険料

納期内の納付が困難な場合は、納税の猶予（原則1年の間で分割して納付）を受けられる場合があります。

▼問合せ 税務課収税係

☎⑦2 6904

○水道料金・下水道使用料

収入が減少しているなど、一時的に支払いが困難な方は、料金の分割納付等ができますのでご相談ください。

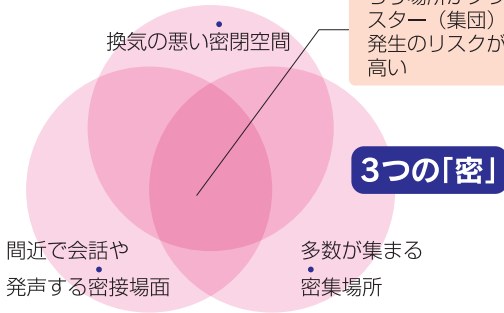
▼問合せ 上下水道課水道業務係

☎⑦2 6920

3つの「密」を避けましょう

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多くの人が密集
- ③ 近距離での会話や発声

3つの条件がそろった場所がクラスター（集団）発生リスクが高い



互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすことは避けましょう。

日常生活を見直してみよう

○スーパーは、1人または少人数で、すいている時間に行きましょう。

○ジョギングは、1人で行きましょ。公園はすいた時間や場所を選びましょ。

○急ぎでない買い物は、通販の利用を検討しましょ。

○飲食は、持ち帰りや宅配の利用も検討しましょ。



こまめに手を洗いましょ

石けんで良く手を洗うことで、手についたウイルスのほとんどを洗い流すことができます。外から帰った時や食事の前等、こまめに手を洗うようにしましょ。



町新型コロナウイルス対策本部会議の開催状況

〔本部長：町長 構成員：副町長・教育長・全課局長・那須消防署長〕

※第6回以前の内容は、広報4月号に掲載しています。

第7回〔4月1日（水）〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する対応等について
- 水道料金・下水道使用料の取り扱いについて○国保における傷病手当金の対応について
- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について ほか

第8回〔4月7日（火）〕

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく「緊急事態宣言」への対応について
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針について ほか

第9回〔4月9日（木）〕

- 小中学校の臨時休業について○町公共施設等の取り扱いについて

第10回〔4月10日（金）〕

- 那須塩原市居住者の感染症患者の発生について

- 今後の町の対応について ほか

第11回〔4月17日（金）〕

- 小中学校の対応について○町内公共施設の対応について

- 町職員の在宅勤務・役場のサテライトオフィスについて

第12回〔4月20日（月）〕

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針及び栃木県緊急事態措置について

- 道の駅等施設の休館等について



環境基本計画改訂版(素案)への 意見を募集しています

平成28年3月に「第2次那須町環境基本計画」を策定しましたが、計画の中間年度にあたり、新たな環境問題の発生や社会経済情勢の変化に対応するため、計画の見直しを進めています。計画改訂版(素案)に対する意見をお寄せください。

▼計画改訂版の概要 環境の現状と課題、主な事業、環境目標の指標を中心に見直しを行っています。

▼意見を提出できる方 ①町民、②町内に事務所、事業所を有する個人・法人、③町内在勤者、④町内在学者、⑤町に対し納税義務を有する個人・法人、⑥本計画に利害関係を有する方

▼募集期限 6月1日(月)～(6月1日の消印有効)

▼閲覧場所 ①窓口 役場本庁環境課(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時) ②町ホームページ

▼意見の提出方法 閲覧場所①の

2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は6月1日

窓口またはファクシミリ、電子メールおよび郵送のいずれかの方法で、「意見用紙」を提出してください。

※「意見用紙」は閲覧窓口に備えて付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※電話、口頭による意見の受け付けはできません。

※提出された書類は返却できません。

▼意見の公表 提出された意見は、内容を整理して町ホームページで公表します。

※個々の意見に対して直接回答はしませんのでご了承ください。

※本件に直接関係がない意見には、町の考え方は示しません。

▼意見提出先・問合せ 環境課環境保全係
☎(02)6916-6941 Fax(02)6941-3299
✉kanryo@town.nsu.lg.jp 〒329-3292
那須町大字寺子丙3-13

です。調査票への回答をお願いします。

※同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等は、両調査に回答をお願いします。

▼問合せ 企画財政課総合政策係
☎(02)6906

児童手当の手続きをお願いします

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している方に支給する手当です。

○すでに受給している方

児童手当を受給している方は、毎年6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。対象の方には、6月上旬に通知を郵送しますので、必要事項を記入の上、提出してください。現況届の提出が遅れると6月分以降の手当が支給されない場合があります。

○新たに申請する方

お子さんが生まれたり、他市区町村からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合には、児童手当の認定請求(申請)が必要です。認定請求は、出生や転入した日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合があります。

▼認定請求(申請)に必要なもの

- ・印かん
- ・預金通帳(請求者本人のもの)
- ・請求者と配偶者の個人番号が分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
- ・請求者の本人確認書類(運転免許証等)

・健康保険被保険者証(厚生年金に加入している方)

※その他にも状況により、必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼手当の月額(児童1人につき)

- ・3歳未満 1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前 1万円
- (第3子以降 1万5千円)
- ・中学生 1万円

※受給者の所得が一定額以上の場合は特例給付(児童1人につき、一律5千円)を支給します。

▼手当の支給日(原則)

毎年6月、10月、2月の10日
※支払月の前月分までの手当を支給します。

○寄付ができます

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、子どもの健やかな成長を支援するために役立てて欲しいという場合には、町に寄付することができます。気軽に相談ください。

▼受付窓口 住民生活課、各支所

▼問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎(02)6908



男女共同参画社会の実現に向けて

那須町男女共同参画計画（令和2年度～6年度）
「男女がともに支え合い、みんなが輝き活躍
できるまち」を策定しました

町では、平成16年に女性団体連絡協議会を立ち上げ、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな事業に取り組んできました。

この度、より一層男女共同参画を推進するため「那須町男女共同参画計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

①男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

▼男女共同参画の意識づくり
 性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画社会に関する啓発活動や情報収集提供に努めます。（広報紙等による啓発活動、女性団体連絡協議会によるみんなの集いの開催、各種情報の提供、男女共同参画に関する意識調査など）

▼男女が互いに尊重できる教育・学習の充実
 子どもたちだけでなく、教育関係者、保護者および多くの町民が男女共同参画に関する理解を深め、意識が高められるための学習機会の提供に努めます。（人権教育・心の教育の推進、放課後子ども教室の実施、各種講座等の開催、家

庭教育の促進など）

②男女がともに活躍できる環境づくり

▼ワークライフ・バランスの推進
 男女が効率よく働き、ともに家庭や地域に責任が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てや介護の支援に努めます。（ワーク・ライフ・バランスの啓発、放課後児童クラブの運営、子育て支援、講座等開催時の託児サービスの実施、介護サービス情報の提供など）

▼政策立案・決定の場における女性の参画促進
 女性による新しい発想や価値観を取り入れるため、町の政策立案・決定の場での女性の参画拡大に努めます。（審議会や委員会等への女性の登用の促進、女性リーダー養成講座等の開催、女性団体の支援など）

▼男女がともに働きやすい環境づくり
 男女ともに働き方を見直す「働き方改革」を推進し、それぞれが可能性を発揮できるよう支援体制

を充実させ、働きやすい環境づくりに努めます。（男女雇用機会均等および女性活躍推進法の普及啓発、保育サービスの充実、就労に関する相談体制の充実、起業支援など）

③生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

▼生涯を通じた健康づくりの推進
 女性の妊娠・出産に関する支援、高齢者や障がいがある男女が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりに努めます。（スポーツ活動の推進、健康教室の開催、高齢者および障がい者福祉体制の充実、妊娠・出産に伴う経済的支援、安心して出産できる環境の整備など）

▼暴力等の防止と人権の尊重
 男女を問わず、学校や地域、職場などあらゆる場で人権が尊重され、暴力を根絶、容認しない環境づくりに努めます。（DV等防止に関する広報啓発、相談機関等の周知、緊急時における安全の確保、人権に関する相談業務など）

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ 生涯学習課生涯学習係
 ☎ 726923

教科書展示会を開催します

令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択にあたり、教科用図書の展示会を開催します。

▼日程

○事前展示 6月1日(月)～11日(木)
 ○法定展示 6月12日(金)～7月1日(水)

※土日は除きます。

▼時間 午前9時～午後5時

▼場所 役場本庁1階町民ホール

▼問合せ 学校教育課学校教育係

☎ 726922

栃木県育英会の募集

令和2年4月に高等学校または修業年限2年以上の専修学校高等課程に在学している方が対象です。

▼募集期間

5月18日(月)～6月18日(木)

▼賞与月額 国公立 1万8千円

私立 3万円

▼願書等配付先 県内高等学校、市町教育委員会等

※詳しくは、ホームページ

(<http://www.tochikusakurane.jp>)

をご確認ください。

▼問合せ

(公財) 栃木県育英会事務局

☎ 028-623-3459



令和元年度下半期の財政状況

町では、町の財政がどのように運営され、どのような状況になっているかを町民の皆さんに広く知っていただくため、さまざまなかたちで財政状況の公表をしています。今回は、令和元年度下半期（令和2年3月31日現在）の「予算執行状況」、町の借入金である「町債の状況」および貯金である「基金の状況」についてお知らせします。

予算現額の内訳は、一般会計が145億1,608万円、特別会計の合計が77億768万円、水道事業会計が11億9,266万円（収益的支出および資本的支出の合計額）となっています。また、予算執行状況は、一般会計の歳入が87%（前年同期92%）、歳出が82.1%（同83.6%）、国民健康保険など6つの特別会計の合計は、歳入が92.1%（同94.1%）、歳出が91.9%（同89.5%）、水道事業会計の収入が99.4%（同102%）、支出が96.9%（同97.7%）となっています。

一般会計

■問合せ 企画財政課財政係 ☎72-6935

科 目	予算現額	収入済額	収入率(%)	前年同期(%)
町 税	48億1,575万円	51億2,278万円	106.4	105.0
地方交付税	18億1,032万円	19億3,921万円	107.1	104.3
町 債	14億2,760万円	6億8,760万円	48.2	56.0
国庫支出金	13億 823万円	6億7,646万円	51.7	80.9
県支出金	9億9,310万円	7億8,232万円	78.8	81.6
繰越金	9億7,998万円	9億8,001万円	100.0	100.0
繰入金	7億6,554万円	7億1,164万円	92.9	82.6
分担金及び負担金	6億7,395万円	2億7,050万円	40.1	17.0
地方消費税交付金	4億9,000万円	4億8,455万円	98.9	104.5
諸 収 入	3億9,274万円	9,438万円	24.0	95.7
使用料及び手数料	2億2,294万円	2億1,182万円	95.0	104.1
地方譲与税	1億6,039万円	1億6,143万円	100.6	106.5
財産収入	3,627万円	3,284万円	90.5	48.1
その他	17億4,750万円	4億7,563万円	108.3	111.1
合 計	145億1,608万円	126億3,117万円	87.0	92.0

科 目	予算現額	支出執行済額	執行率(%)	前年同期(%)
民 生 費	39億 454万円	34億4,639万円	88.3	83.6
総 務 費	23億8,586万円	21億7,524万円	91.2	90.4
教 育 費	15億2,245万円	13億2,107万円	86.8	65.8
衛 生 費	13億5,487万円	9億8,852万円	73.0	88.3
公 債 費	10億9,090万円	10億4,921万円	96.2	96.0
災害復旧費	10億7,744万円	2億4,144万円	22.4	42.6
土 木 費	9億2,238万円	7億6,847万円	83.3	74.3
商 工 費	7億6,438万円	6億5,698万円	85.9	86.9
消 防 費	7億3,457万円	6億8,174万円	92.8	90.4
農林水産業費	6億4,410万円	4億8,692万円	75.6	81.2
議 会 費	1億 527万円	9,946万円	94.5	94.5
労 働 費	109万円	108万円	99.1	78.7
予 備 費	823万円	0円	0.0	0.0
合 計	145億1,608万円	119億1,652万円	82.1	83.6

特別会計

会 計 名	予算現額	収入済額	収入率(%)	前年同期(%)	支出執行済額	執行率(%)	前年同期(%)
国民健康保険	38億1,170万円	35億7,959万円	93.9	95.0	35億4,880万円	93.1	92.4
後期高齢者医療	3億4,560万円	3億4,008万円	98.4	98.3	3億2,995万円	95.5	95.1
介護保険	28億5,700万円	28億3,666万円	99.3	97.7	25億7,090万円	90.0	88.9
下水道事業	6億5,668万円	3億1,867万円	48.5	66.3	6億 14万円	91.4	65.8
観光事業	3,060万円	1,460万円	47.7	50.3	2,958万円	96.7	96.5
宅地造成事業	610万円	609万円	99.8	100.0	580万円	95.1	96.5
合 計	77億768万円	70億9,569万円	92.1	94.1	70億8,517万円	91.9	89.5

水道事業会計

区 分	予算現額	執行額	執行率(%)	前年同期(%)	
収益的	収入	7億 730万円	7億 250万円	99.3	102.4
	支出	7億2,806万円	6億9,509万円	95.5	97.7
資本的	収入	1億5,361万円	1億5,285万円	99.5	100.0
	支出	4億6,460万円	4億6,058万円	99.1	97.6
合 計	収入	8億6,091万円	8億5,535万円	99.4	102.0
計	支出	11億9,266万円	11億5,567万円	96.9	97.7

収入率や執行率の低い科目があるのはなぜ？…地方公共団体には、会計年度の期間中(4月～翌年3月)に確定した債権・債務について、現金の未収未払の整理を行う出納整理期間(会計年度終了後の4月1日から5月31日までの2カ月間)があるためです。

町債の状況

現在高総額 160億2,291万円

区 分	費 目	現在高	構成比
一 般 債	総 務	6,669万円	0.6%
	民 生	4億6,668万円	3.9%
	衛 生	1,386万円	0.1%
	農 林 水 産	7,354万円	0.6%
	商 工	8,760万円	0.7%
	土 木	13億7,793万円	11.6%
	公 営 住 宅	2億4,233万円	2.0%
	消 防	8億6,773万円	7.3%
	教 育	18億4,736万円	15.5%
	復災旧債	土 木	3億1,138万円
計	農 林 水 産	1億6,770万円	1.4%
	教 育	530万円	0.1%
	その他	減税補てん債	4,080万円
	臨時財政対策債	63億5,720万円	53.3%
合 計		119億2,610万円	100.0%
下水道事業特別会計		15億2,400万円	-
水道事業会計		25億7,281万円	-

※令和元年度末の見込みの数値です。
※各会計の令和元年度公債費（元利償還金）合計額は、約14億2,368万円でしたが、そのうち約53%が国からの地方交付税として措置されています。

基金の状況

現在高総額 37億8,185万円

区 分	基金の区分	現在高	構成比
現 金 および 有価証券	財政調整基金	10億8,440万円	33.6%
	減 債 基 金	3億5,223万円	10.9%
	公共施設等整備基金	1億9,475万円	6.1%
	土地開発基金	2億6,806万円	8.3%
	地域振興基金	1,032万円	0.3%
	ふるさと創生事業基金	1億1,857万円	3.7%
	ふるさと那須町応援基金	4億9,356万円	15.3%
	地域福祉基金	1,371万円	0.4%
	農村環境保全基金	772万円	0.2%
	川をきれいにする基金	4,417万円	1.4%
	一般旅券印紙等購入基金	54万円	0.0%
	育英資金貸付基金	1億2,231万円	3.8%
	総合運動公園整備基金	1億2,118万円	3.8%
	すこやかこども基金	300万円	0.1%
	森を育む基金	1,238万円	0.4%
	土 地	土地開発基金	3億7,653万円
一般会計 合計		32億2,343万円	100.0%
現 金 および 有価証券	国民健康保険財政調整基金	2億5,379万円	-
	介護保険財政調整基金	2億9,862万円	-
	地域下水処理施設整備基金	379万円	-
	観光施設整備基金	222万円	-
特別会計 合計		5億5,842万円	

※令和2年3月31日現在の数値です。
※これらの基金は、その目的の事業を実施する場合や、予算上の財源不足を補てんするために設置されています。

令和2年度協働のまちづくり事業 4事業を認定しました

町では、平成20年10月から協働のまちづくりを推進しており、地域の創意工夫により特色ある事業や地域の魅力を高め活性化につなげる事業などに地域と行政が協働で取り組んでいます。

まちづくり協議会の提言を受け、4事業を「令和2年度協働のまちづくり事業」として認定しましたので、各事業の概要を紹介します。

各地域づくり委員会と団体の取組み状況を毎月お知らせしていきますので、皆さまのご参加とご協力をお願いします。
※令和元年度地域づくり事業活動内容については、町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

■問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎72-6935

地域の高齢者の居場所づくり 【伊王野地区地域づくり委員会】

地域住民が「安心して」「健康で」「安全に」住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、いつでも気軽に集える居場所を提供し、生涯学習や生きがいがづくり、支えあいの拠点(サロン) づくりに向けた取組みを行います。

【サロン場所】旧伊王野小学校プール横

【主な取組み】

- ①地域づくり委員会の開催
- ②サロン建物内部の改装、サロン看板設置
- ③用途別部屋設定

カラオケルーム、趣味の作業ができる部屋
麻雀、将棋、囲碁を楽しむ部屋、お茶のみ場、料理を学ぶ部屋などを予定しています。

※10月にサロンプレオープンを予定しています。



(地域づくり委員会でのサロン建物改装の様子)

高齢者の生きがいがづくりとお出かけ支援事業 【那須高原クロスロード振興会】

高齢者の健康づくりと生きがいがづくりを図るため、高齢者のお出かけ支援のニーズを調査の上、そのニーズを満たすために住民が主体となった助け合いによるお出かけ支援事業実現に向けた取組みを行います。

【主な取組み】

- ①定時運行
7月～3月の期間、週1回運行します。
ルートは3コースです。
(1) 黒田原・芦野 (2) 白河 (3) 黒磯
対象は主に逃室、夕狩地区住民とするが、町民であれば乗車可
- ②那須まちづくり広場を含む地域イベントへの送迎
- ③移動支援に関する学習会の実施 (2月予定)
- ④お出かけサロンの開催 (11月、3月予定)

※お出かけ支援事業の利用者、ドライバーを随時募集しています。

芦野根古屋地区景観整備事業 【芦野地区地方創生協議会】

芦野家家臣の屋敷跡や景観が偲ばれる空間を磨き上げるにより、地域住民の郷土愛の醸成を図るとともに、屋敷跡周辺の御殿山を中心とした散策コースを魅力的な景観へと導くことで、観光客数の増加や滞在時間を延伸し、地域経済の活性化に向けた取組みを行います。

【主な取組み】

- ①屋敷跡地の整備と生垣の形成 (旧築瀬家・旧大輪家)
- ②遊歩道の整備 (芦野氏新墳墓から根古屋まで)
- ③寒椿と桜木の植栽
- ④景観に支障となる樹木等の除去と除草作業
- ⑤遊歩道の管理

インターネットラジオ放送局「だっばラジオ」を活用した那須町の魅力発信事業 【黒田原放送協会 (KHK)】



(だっばラジオ4周年記念イベントの様子)

町内のインターネットラジオ放送局「だっばラジオ」を活用し、ラジオを中心とした町の魅力発信事業を行い、地元愛の醸成やにぎわい創出、ラジオを聞いているファン来町による交流人口増加に向けた取組みを行います。

【主な取組み】

- ①ラジオ放送を中心とした町の魅力発信事業
ほぼ毎日、日替わりパーソナリティーが「だっばラジオ」スタジオで地域の魅力発信番組を放送しています。ミニFMであるため、放送媒体はYouTubeでの生放送をメインとしています。令和2年3月時点でYouTubeチャンネル登録者数550人、視聴回数10万回(累計)を超えました。
- ②ラジオ番組告知宣伝の継続
幅広い年齢層の方に「だっばラジオ」を知ってもらうため、ラジオ局の外部モニターや役場庁舎デジタルサイネージでの番組視聴の機会やラジオへの出演者を募集し、ラジオに愛着を深めてもらえるよう取り組んでいきます。
- ③地域との連携強化
収録放送も行う計画しているため、スタジオから飛び出し、町内各所からリアルタイムと収録での放送を行う予定です。

※ラジオ番組について、町広報紙でも案内していきます。

新規採用職員紹介

4月1日付で、一般事務12人、保育士3人、保健師2人、技師1人を採用しました。新たに採用した町職員を紹介します。

お願いします



税務課
郡司 功一

生まれ育った那須町で働くことができ、とても光栄に思っております。町職員として恥ずかしくないよう研さんを積み、町民や地域社会に胸を張れる仕事をしたいと思います。



税務課
鈴木 崇介

旧西那須野町の育ちで、那須町のことは分からないことばかりですが、少しでも早く町や役場に馴染み、町民の皆さまと、職員の諸先輩方にご指導いただき、町のために働けるよう努めてまいります。



税務課
折付 華

税務課は、町民の皆さまと接する機会も大変多いと思います。頼りなかつたり、拙いところがあったりするとは思いますが、一日でも早く仕事を覚え、職場に溶け込み、一戦力として町のために尽力できるように頑張ります。



住民生活課
齋藤 美沙

町職員として働くことを大変うれしく思っております。慣れないうちは何かとご迷惑をお掛けすると思いますが、感謝の思いと謙虚な姿勢を忘れず、何事にも誠心誠意努めてまいります。



住民生活課
大沢 のどか

4月から新卒で入りました、社会人1年目です。仕事のことはまだまだ分からないことばかりで、



環境課
伊藤 慶人

不安なことも多々ありますが精一杯頑張ります。

町職員として働くことを大変光栄に思います。私は町外出身者のため、地域や仕事のことなど分からないことや至らぬ点が多々あるかとは思いますが、1日でも早く町民の皆さまの役に立てるよう精一杯努力していきます。



保健福祉課
(保健師)
益子 恵

出身是那須町ではないので、色々町のことを教えていただきました。社会人としても1年目なので、不安もありますが頑張ります。



子ども未来課
(保健師)
飯田 望

新社会人として慣れないことが多いですが、町職員として信頼を得られるよう、丁寧な仕事を心掛



建設課
(技師)
大島 佑介

けていき、また町に貢献できるように頑張ります。

那須塩原市出身ですが、那須町には小さい頃からよく遊びに来ていたため馴染み深い地域と思いつつ、知らない場所が多々あることを理解していました。町技師職員として、土地を理解し専門知識を磨き、町民に信頼される職員へと成長していきたいです。



観光商工課
藤田 美耶

出身は県外ですが、自然豊かな那須町で町職員として働くことを大変うれしく思います。町民の皆さまと信頼関係が築けるよう、そして町の魅力をより多くの人に発信できるよう精進してまいります。



よろしく



会計課 渡邊 淳美

生まれ育った那須町の職員として働けることを、大変うれしく思っています。一日でも早く仕事を覚え、町職員としての責務を果たし、町民の皆さまの役に立てるよう努めてまいります。



上下水道課 小鷹 直也

今年新社会人となり、生まれ故郷である那須町で働けることをうれしく思います。これから町民の皆さまのため、自分にできることを精一杯頑張りたいです。町民の皆さまの暮らしが豊かになるよう努めてまいります。



生涯学習課 富田 幸仁

「生涯学習」とは、一生涯を通じて好きな時に好きなことを自分に合ったやり方で行う学習のこと

だそうです。町民の皆さまに学びの場を提供するとともに、自分も学び成長していきたいと思えます。



生涯学習課 菊地 貴生

生まれ育った那須町で働けることに喜びを感じるとともに責任も感じていきます。魅力あふれるこの町に微力ながらも役に立てればと思っています。一日でも早く仕事を覚え一所懸命努めてまいります。



子ども未来課 保育士 黒田原第1保育園 今井 鈴夏

小さい頃から夢だった保育士になることができ、とてもうれしく思います。また、今までの実習で経験したことがない黒田原第1保育園のような大きい園で仕事ができるので、たくさん子どもたちと関わりながら自分自身も成長していきたいです。



子ども未来課 保育士 黒田原第2保育園 宮内 那都奈

小学生の頃から夢だった保育士として、地元的那須町で働けることを大変うれしく思います。子どもたちの気持ちに寄り添い、過ごしやすい園生活が送れるような保育をしたいです。子どもたちとともに、私自身も成長できるように頑張ります。



子ども未来課 保育士 伊王野保育園 菊池 咲希

私が頑張っていきたいことは、新しい環境の中で、さまざまなことを学び、自らの糧にしていこうとです。先輩方からいただく指導の中で、一つずつ成長し一人前の保育士として子どもたちの前に立てるよう多くのことに触れ、学びたいです。

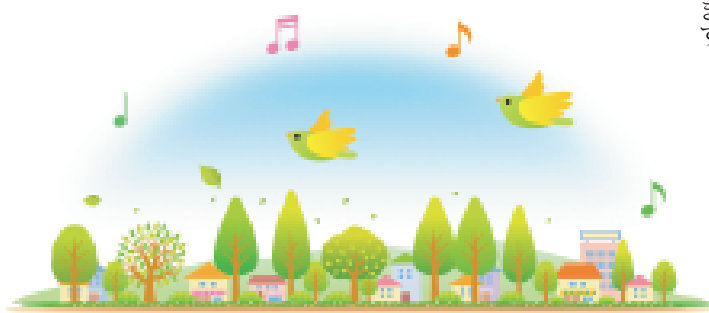


県町相互人事交流

栃木県と那須町との相互人事交流制度により、4月1日付けで県職員の前田健次氏が建設課長に就任しました。



福田課長の県土整備部における経験と指導力で町の施策が推進され、ご活躍されることをご期待いたします。





5月20日(水)
11時頃

Ｊアラート全国一斉情報伝達試験を実施します

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を実施します。この試験は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いた試験で、防災行政無線と那須町安全安心メールで情報配信します。

▼Ｊアラートとは 地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

▼試験日時
5月20日(水)午前11時頃

▼放送内容

○防災行政無線
「これはＪアラートのテストです」（3回）
「こちらは、ぼうさい那須町役場です」（1回）

○那須町安全安心メール
「これはＪアラートのテストです」

▼問合せ 総務課防災交通係
☎72-6902



防災のワンポイント

テロや武力攻撃は、外国だけの話ではありません。万一の事態に備え、適切な行動を知っておきましょう。

▼テロ・武力攻撃の種類

- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・弾道ミサイルによる攻撃
- ・着上陸侵攻、航空攻撃
- ・化学剤などによる攻撃

▼行動

○爆発が起こったら、すぐに姿勢を低くし、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。

○火災が発生したら、煙を吸い込まないように口と鼻をハンカチなどで覆い、できる限り低い姿勢

勢になり急いで避難しましょう。
○建物などに閉じ込められた場合、近くにある配管などを叩き、自分の居場所を知らせましょう。
粉じんなどを吸い込む可能性があるため、大声を出すのは最後の手段にしましょう。

防災行政無線無料電話 サービスをご利用ください

屋外スピーカーの放送が聞こえない場合や聞き取りにくい場合は、電話でも確認できますのでご利用ください。

▼電話サービス

☎0120-55-1123
つながりにくい時は（有料）
☎0180-99-2277

6月の第2週は 危険物安全週間
「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

▼実施期間 6月7日(日)～13日(土)

消火競技会延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、6月9日に実施を予定していた消火競技会を延期します。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合せ 那須地区消防本部予防課
☎0287-28-5103



消火競技会のようす

あわせて登録
備えて安心

那須町安全安心メール
ヤフー！防災速報

【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



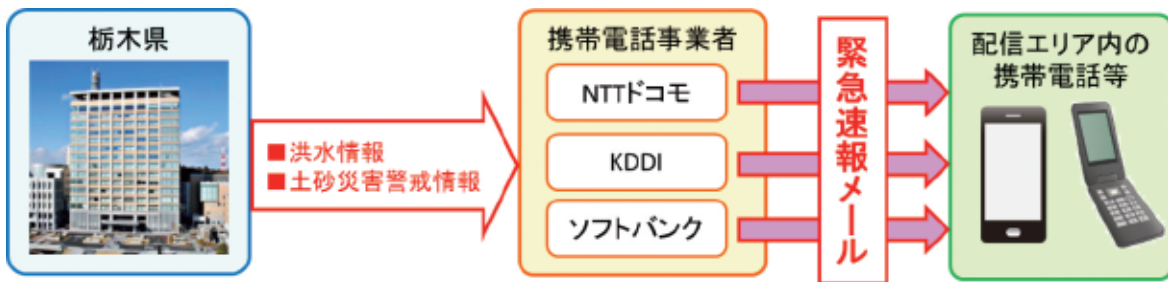
【ヤフー！防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

洪水情報と土砂災害警戒情報の緊急速報メールを配信します



次のウェブサイトから河川の水位情報や土砂災害の危険性が高いエリアを確認できます

<ul style="list-style-type: none"> とちぎリアルタイム雨量河川水位情報 http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/ 		<ul style="list-style-type: none"> 川の防災情報 http://www.river.go.jp 	
<ul style="list-style-type: none"> とちぎ土砂災害警戒情報 http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosya_keikai/ 		<ul style="list-style-type: none"> 川の水位情報 https://k.river.go.jp 	

県では、洪水（那珂川、余笹川）や土砂災害のおそれがある時に、住民の皆さまに危険を知らせるため、4月1日から「緊急速報メール」の配信を開始しました。

緊急速報メールは、地震速報と同じように、配信対象エリアにある携帯端末に一齐に配信されます。

▼配信される情報

- 洪水情報（河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた情報【警戒レベル4相当】））
- 洪水情報（河川氾濫が発生した情報【警戒レベル5相当】）
- 土砂災害警戒情報（土砂災害のおそれがある情報【警戒レベル4相当】）

▼緊急速報メールを受信したら

防災行政無線、テレビ、ラジオ等で、町からの避難情報等を確認し、各自安全を確保するなど適切な防災行動を取ってください。

▼問合せ

- 洪水情報
県土整備部河川課
☎028・623・2551
- 土砂災害警戒情報
県土整備部砂防水資源課
☎028・623・2455



令和2年度所得証明書（平成31年・令和元年分）と住民税決定証明書の発行のお知らせ

令和2年度所得証明書（平成31年・令和元年分）、令和2年度住民税決定証明書の役場本庁税務課、各支所窓口での発行開始日は次のとおりです。

- ▼住民税を給料から特別徴収で納めている方 5月15日（金）から
 - ▼住民税を普通徴収または年金から特別徴収で納めている方 6月15日（月）から
- ※なお、コンビニエンスストアで

令和2年度軽自動車税種別割の減免申請を受け付けています

- ▼対象となる車
 - 障がいのある方が所有し運転する車
 - 障がいのある方と生計を共にしている方が所有する車など

※減免を受けることができる車は、障がいのある方1人について1台で、普通自動車等の自動車税種別割との重複はできません。

※その他一定の要件を満たす場合に、申請により、軽自動車税種別割が減免されます。

- ▼申請期間 5月25日（月）まで
- ▼持ち物
 - ・障害者保健福祉手帳

の所得証明書、住民税決定証明書の発行開始日は、役場本庁税務課窓口発効日の翌日午前6時30分からですのでご注意ください。

- ※所得証明書、住民税決定証明書のコンビニエンスストアでの申請には、マイナンバーカードが必要です。
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎⑦2 6936

- ・戦傷病者手帳
- ・印かん（申請をする方のもの）
- ・運転免許証（対象車輛を運転する方のもの）

※今年度の軽自動車税種別割納税通知書の発付日は5月11日です。納税通知書が届いてからの申請をお願いいたします。

▼申請・問合せ
☎⑦2 6936

